

# 徳山水産物卸売市場の沿革

会員 脇 英夫

## はじめに

一九七九年一月一五日に徳山市築港町に市営水産物卸売市場が新築落成し、従来の徳山市漁業協同組合設置卸売市場に代って、卸売業務を行うことになった。この機に藩政時代以来の水産物卸売市場の沿革をさぐることにしたい。

### 一、徳山藩の漁業者誘致と魚せり場

徳山藩創始の藩主毛利就隆は、はじめ下松に居館を構えたが、慶安元年（一六四八）野上に入り、岐山山麓から海辺までの平地に城下町の建設にとりかかり、その一環として、新しく商人町をつくるために、藩命により、近隣の漁村から漁業者を誘致した。

「慶安三年徳山浜崎商人町新規ニ被仰付、式問、參間之堀立家十七軒壹屋敷五畝宛被下、抬壹人下松より五人福川より、壹人富海より、右拾七人工猶船抬艘買候様ニ被仰付、代銀七百目被遣、右三ヶ浦ヨリ役目ニ指出候事」<sup>(1)</sup>

新しく城下町になった徳山の急激な人口増加による住民食糧確保のため、この措置を必要としたものであろう。商人町は、のち東船町、西船町と名を改め、約百年後の寛保元年（一七四二）の『御領内目安』には東船町二六軒、西船町二十五軒、船五艘、いさは六艘、漁船拾六艘、かせ網拾壹帖、手くり網拾七帖と誌され、漁撈と廻船とを生業とする住民の町へ発展したことなどがわかるが、魚糾場の存在は明確ではない。

記録での魚糾場の初見は、天保九年（一八三八）八月一七日付左記文書中に於てである。

「 徳山町 東屋 作兵衛  
 同 煙草屋利兵衛

右糾問屋御吟味御手競被仰付其向下手代申付置候処此度競問屋下請申付候御台所並ニ御置物方御用ノ魚育物共引受仕り出方用聞テモ申付申条云々尤諸縉向之儀ニ都合之迄通仰付候間、其向受指図相勸可候事」<sup>(2)</sup>

右は商人二名に御手糾を命ずる旨の文書で、糾場について、その場所、規模を示す文字はなくとも、魚、青果物を扱う競

場の存在を示すには充分な記録である。

また嘉永二年付「諸町壱ヶ年御定御運上銀御取立御算用一紙」（徳山毛利文庫所蔵、徳山市史史料中巻四二五ページ所収）につきのとおりの記載があるが、これは魚籠問屋は藩に運上銀を納入していた証明になる。

四百三拾日

肥後屋伝兵衛

和泉屋藤吉

古屋七兵衛

但魚籠問屋御運上銀之分

## 二、明治初期

明治十九年一月付で、山口県により、「魚市場現行業務及旧慣等御届」の調査が行われたが、その報告書により当時の魚市場の状況を知ることができる。

(一) 徳山地方には、次の五市場があつた。

- ① 櫛ヶ浜村磯町魚市場  
(村井金作所有)
- ② 櫛ヶ浜村東磯町魚市場  
(浜田耕作所有)
- ③ 櫛ヶ浜村東磯町魚市場  
(岸田勝之助所有)
- ④ 徳山町字東浜崎魚市場  
(唐津音熊所有)
- ⑤ 栗屋村二葉屋開作魚市場  
(温品為造所有)

右のうち④の字東浜崎魚市場が、藩政時代より続いた魚せ

り場であることは次の徳山市史の記載によりわかる。

「本市場は、従来の魚せり場を母胎とし、徳山村、唐津音熊を所有者とする魚市場が東浜崎に公設せられた。この市場は船島漁民の協議により資本金一〇〇円を以って設けられたが何らの契約も申合もなく毎日午前八時から十一時迄開場した。市場主は税金その他手数料として売上高の一割を差引き残額を即日漁人に支払った。また市場ではセリ売りを行い漁人の水揚帖、仲買人の買高控帳を備えて、仲買人からは取引高の六朱を徴収した。」とある。(3)

右書中に比較的簡単に触れられている、当時の市場の一般状況に関して諸市場よりの届書はほぼ共通して次のような内容の回答を示している。

(一) 市場は、漁人に對して毎年二回、旧七月、一二月、仕入金という名目で担当額の前貸しをして、その後毎回の漁人への支払金から一割ずつ差引いて返金せしめる契約をする。(届書第三)

(二) 右の外売上金の一割を市場手数料として支払金より差引く(届書第五)

(三) 一方糾で魚を賣う商人の市場への支払は當該商品の売却後納入の慣習であるが、商人は顧客に對し貸しになること多く、ために市場に対し滞納金も出るので、市場として

は可成りの運転資本が必要であった。（届書第七）

(四) 市場に魚を搬入する漁民の漁村惣代人と市場の間で契約書が交されている。（届書第十三）

(五) 市場での糾開始は、毎日午前八時と午後七時の二回、臨時開場もある。（届書第八）

(六) 税金は都濃郡内七市場分を櫛ヶ浜村磯町魚市場所有者村井金作が、取纏め納めた。明治六年より明治十年迄五ヶ年総計額五、五五七円に及ぶ。

徳山東浜崎魚市場の明治一三年より五年間の納税額は、次に掲げるとおりであるが、参考に税率を逆算してみると、明治一三年以外の四年間は3%であるから、毎年定率が課されていたと考えられる。この税は、藩政時代の魚糾問屋運上銀よりの系譜に属するものである。

### 三、公営魚市場

明治三四年（一九〇一）に国は新たに漁業法を制定施行し、各種漁行慣行に法制的根拠を与え、近代資本主義経済に適合せしめようとした。魚卸売糾場はすべて公営に切替えられることになり、山口県は県内一斉に、魚市場公営切替指令を出した。しかし糾売は一種の特殊技能を要する業務で地方公共

### 東浜崎魚市場取引高納税額

年	取引高	税額	逆算税率
明13	円 1,355,500	円 36,855	% 2.7
明14	938,350	28,360	3.0
明15	826,059	24,752	3.0
明16	2,396,793	71,904	3.0
明17	2,499,222	74,972	3.0

出所「徳山市史下巻」 94ページ

も認めたので、徳山町は、東浜崎魚市場を従来の経営者唐津音熊の子榮吉に運営を委託することとし、同年次の内容の契約を結んだ。

一、請負期間

三年（実際は八年間継続）

二、町納付金

競売手数料売上金の一割、内二分を町納付金とする。

法施行前の税金は、町納付金と形を換えて続くことになってゆくのである。

大正三年（一九一二）請負人は田中誠一に変更された。誠一の父田中良五郎は福川の人、当時の徳山町勢の興隆ぶりから、市場の将来性に着目して、すでに明治四二年（一九〇九）唐津栄吉より市場経営権を買受け、同時に、市場建物も東浜崎西開作堤塘内官有地（現在築港町一二の八兼崎米穀問屋）に建築移転し、自ら市場運営に当つていたものを此年、子誠一名義に変更したにすぎない。田中良五郎、通称「りょうご

ろう」は市場経営に熱意を持ち、卓抜な手腕を発揮して、明治から大正にかけての著しい需要増加に対処して地元漁民はもとより、下関、仙崎方面よりの鮮魚荷誘致にも成功した。大正一三年（一九二四）良五郎の病死後一時親族が継承したが翌年運営委託権を徳山町へ返上した。（以上田中誠一氏談話による。）

#### 四、徳山町直営時代

大正一四年五月二十六日徳山町議会において、「徳山町特別会計魚市場費」を新設し、同年六月一日「魚市場業務規程」「魚市場使用料条例」等の諸制度を整備し、直営の態勢を整え、同六月二〇日には新魚市場を現徳山市築港町九七（現在は産業道路沿いで、田中誠一市場の西北方五〇メートル）に新築落成し、直営市場をスタートさせた。

昭和一年（一九三六）魚市場管理諸規程改正、「魚市場所属漁業者住宅建築準備積立金設置及び管理規程」を定め、徳山城下町草創時に行つたと同様の漁業者誘致を実施した。

その後数年ならずして戦時態勢強化、戦争突入の結果、鮮魚配給統制が実施され、卸売市場は無用となり閉鎖の運命に至つた。

#### 五、終 戰 後

一九四五年八月一五日の敗戦後もしばらく配給統制は継続されたが、その裏面では自由取引がヤミ価格で盛んに行われて、一般家庭はヤミ価格の自由市場で鮮魚を入手する時代がしばらく続いた。

り卸売市場の復活の日も近くなつた。同年七月一九日に、株式会社徳山魚市場が設立され、徳山市大字徳山二五八五の三（現築港町十二一七）に耀元市場を開いた。戦時中配給統制に従事した人々が会社設立発起人となつた。一方、戦時中の漁業会は漁業協同組合に改組され、その徳山市漁業協同組合は、組合員の漁獲物の耀元市場を開始し、両市場が漁獲物を奪い合う形となり、遂に前者は競争に敗れ、経営不振、経営放棄のやむなきに至つた。昭和二八年一二月に徳山市長の仲裁により両者の協議が行われ、前者は市場経営権を後者に譲渡する形で、両市場合併の事が決まり、徳山市漁業協同組合経営卸売市場に一本化されることになつた。

徳山市地域内では、現在冒頭にした新設の市営水産物卸売市場（卸売人は徳山市漁業協同組合）のほかに、櫛ヶ浜地区に櫛ヶ浜漁業協同組合の經營する卸売市場が耀元を行つているほかに、耀元によらず卸売を行う特殊形態の「委託問屋」と称する数軒の業者が櫛ヶ浜に営業している。

(注)

(1)

(2)

(3)

〔徳山市史〕下巻九四ページ

(昭和五四年六月二四日例会発表)

### 郷土湯野三題付表 (P 21参照)

#### 湯野温泉深度・地質調査

土 質	深 度 (m)	層 厚 (m)
花 岗 岩 (風 化)	14.00	12.50
軟 花 岩	27.00	13.00
花 岩	31.00	4.00
安 岩	48.50	0.70
花 岩	55.50	7.00
安 岩	55.63	0.15
花 岩	101.50	45.85
安 岩	101.80	0.10
花 岩	107.00	
安 岩	230.50	
花 岩	269.50	
花 硅 質	280.00	
花 硅 質		